

第 5 1 号議案

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

中野区温暖化対策推進オフィスの貸付けに係る規定を廃止する必要がある。

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

中野区地球温暖化防止条例（平成23年中野区条例第35号）の一部を次のように改正する。

「第2章 地球温暖化防止対策

目次中 第1節 基本的施策（第6条—第9条）

第2節 中野区温暖化対策推進オフィスの貸付け（第9

を「第2章 地球温暖化防止対策（第6条—第9条）」に
条の2）」

改める。

第2条第5号ただし書を削る。

「第1節 基本的施策」を削る。

第2章第2節を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。